

障がいのある人が地域で より良く暮らすために

～ 相談支援体制整備のその先へ ～

全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員
(社)日本発達障害連盟 J Lニュース編集長

又村 あおい

今日お話すること

- 1 サービス等利用計画が概ね一段落して・・・安心していませんか？
- 2 地域の（自立支援）協議会、活用されていますか？
- 3 障がいのある人の生活課題を「障害福祉」だけで解決しようとしていませんか？

サービス等利用計画が
概ね一段落して・・・
安心していませんか？

相談支援・現在の状況は

1. サービス等利用計画の全員作成は一段落している・・・はず（まだの場合はそちらが優先）
2. 全員作成の効果で相談支援の認知度は大きく向上
3. では、相談支援に対する「信頼度」はどうだろうか？
4. あわせて、相談支援の「将来性」はどうだろうか？

サービス等利用計画の必要性

- なぜ、サービス等利用計画は市町村の支給決定「前」に案を作成するのか

【ここに重要性がある】

- 支給決定にサービス等利用計画案を作成するということは、本人や家族との信頼関係を構築した上で、年齢に応じた現在の困り感や将来希望する暮らしぶりを一緒に考える、ということ（つまり、ライフプラン）

サービス等利用計画の必要性

- 総合支援法サービスの「利用予定表」を作成するのではない。インフォーマルな支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 要介護度（使えるサービス量）がハッキリしてからケアプランを作成する介護保険、市町村の支給決定前（使えるサービス量が不明な段階）からサービス等利用計画を作成する障がい児者支援

サービス等利用計画の必要性

- 本人や家族の現状課題や将来展望に応えた、福祉サービス以外の支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 家族介護を前提としてケアプランを立てる介護保険、最終的には家族介護は前提とせず、しかし家族の意向や家族支援をも盛り込んだサービス等利用計画を立てる障がい児者支援

サービス等利用計画の必要性

- 特に知的・発達障害のある人の地域生活支援を考えると、相談支援は命綱。意思決定支援を「形」にできるのはサービス等利用計画

障害のある人の意思決定を支援しつつ、本人を中心として現状の課題や将来展望を共有した上で、福祉サービスの組み合わせだけではない「ライフプラン」としてのサービス等利用計画を作ることができているか・・ **ライフプランと意思決定支援**

「これから」を考えるキーワード

モニタリングと計画の再作成

1. サービス等利用計画の全員作成は「質よりも量」を優先した取組み（その時点ではやむを得なかった）
2. 「自分の担当が分かった」「計画作成優先でちゃんと聞いてもらってない」という2つの事象が現れている
3. モニタリングでどうカバーするか

「これから」を考えるキーワード

モニタリングと計画の再作成

4. モニタリングの頻度については、3月の全国課長会議でも柔軟に設定するよう、市町村へ依頼
5. モニタリングの頻度を機械的に設定されていないかどうか、再確認
6. あわせて、計画作成時に積み残した課題を整理して計画の再作成につなげる

なぜ「全員作成」なのか？

1. 障がいのある人や家族にとっては、今の困りごとやこれからの暮らしを一緒に考えてくれるパートナー（とりわけ知的・発達障がいのある人）
2. 全員作成に向けて「とりあえず」作成したとしても、モニタリングを通じて「ライフプラン」にしていく
3. そのためにも大切にしたいのが「意思決定支援」

「これから」を考えるキーワード

意思決定支援

1. 障害者権利条約で考え方が示され、障害者基本法で初めて法定化された「意思決定支援」
2. 総合支援法においては相談支援事業所における責務として規定
3. とりわけ知的・発達障がいのある人の相談支援において必須アイテム

なぜ「全員作成」なのか？

1. 市区町村にとっては、障がいのある人の生活ニーズを定性・定量の両面から把握することができるツール
2. 「80点以上」の利用計画を評価しつつ、「80点以下」の利用計画から地域課題を抽出できるか
3. 抽出された課題を集約する機能としての基幹相談支援センター、課題の共有と解決の場としての自立支援協議会

地域の（自立支援）協議会、活用
されていますか？

地域の協議会、どうですか？

1. 協議会で話し合うべきテーマは多岐にわたり、山ほどある・・・はず
2. 近年の法制度に関することだけでも、虐待防止法、優先調達推進法、公職選挙法、差別解消法など
3. たとえば、障害者虐待の防止、発生時の対応だけになっていませんか？（多額の予算は不要、すぐ着手可能で一定の効果が期待できる取組みもある）

地域の協議会、どうですか？

4. 相談支援体制の整備でいえば、基幹相談支援センターの設置、モニタリング期間の設定、地域移行・地域定着相談の推進など
5. サービス等利用計画から見えてきた地域課題の解決という意味では、地域生活支援拠点も重要な議論テーマ
6. 他方で、いきなり重い神輿をかつぐのではなく、着手しやすいテーマ設定も

「これから」を考えるキーワード

地域生活支援拠点と地域定着相談

1. 国の示す地域定着相談の類型は3つあるが、いずれの場合も地域定着支援の活用を例示
2. 相談支援の充実なくして地域生活支援拠点もありえない（ハコだけあってもコーディネート機能がなければ）
3. 地域生活支援拠点の議論に参画を

基本的な考え方

1. 地域における居住支援のあり方は、**市町村協議会（または圏域協議会）**で議論することが前提
2. 地域の特性に応じて、**障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援（サービス）**を抽出
3. 抽出された**支援（サービス）**の実施状況や、**居住支援を必要とする人の状況を踏まえて整備**の方向性を検討

支援拠点の三類型・その1

小さめ入所施設に機能併設タイプ

1. いわゆる「小規模入所施設」（最低定員30名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、看護・ヘルパーSTなどを併設
3. 施設整備補助の可能性あり。ただし、入所施設から地域移行は計画どおり進めるため、**県内全体で調整が不可欠**

支援拠点の三類型・その2

大きめグループホームに機能併設タイプ

1. 定員特例を活用したグループホーム（最大20名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、看護・ヘルパーSTなどを併設
3. グループホームは現在でも施設整備費補助あり。ただし、入所施設ではないものの大規模化への対応が不可欠

支援拠点の三類型・その3

既存事業所による機能分担タイプ

1. 建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所の活用（機能強化）により対応するタイプ
2. 既存の短期入所事業所が定員を5名増やす、相談支援事業所が地域定着支援（緊急時駆けつけ支援）を行う・・・など
3. 既存事業所の機能強化を予定どおり図ることができるか（補助等は得られるか）

地域生活支援拠点における緊急対応機能の 相談・サービスの組み合わせ

委託相談（基幹相談センター）

安心生活支援事業（地活援事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター）・安心生活支援事業（地活事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター）・安心生活支援事業（地活事業）
特定相談・一般相談

高齢化・重度化に対応した濃厚な支援が必要な方のための一体的な運営を行う「多機能拠点整備型」

～一体運営（組み合わせ例）～

グループホーム

単独型短期入所

通所施設

or

地域での暮らしをサービスを選択しながら継続する「面的整備型」

グループホーム

自宅

通所施設

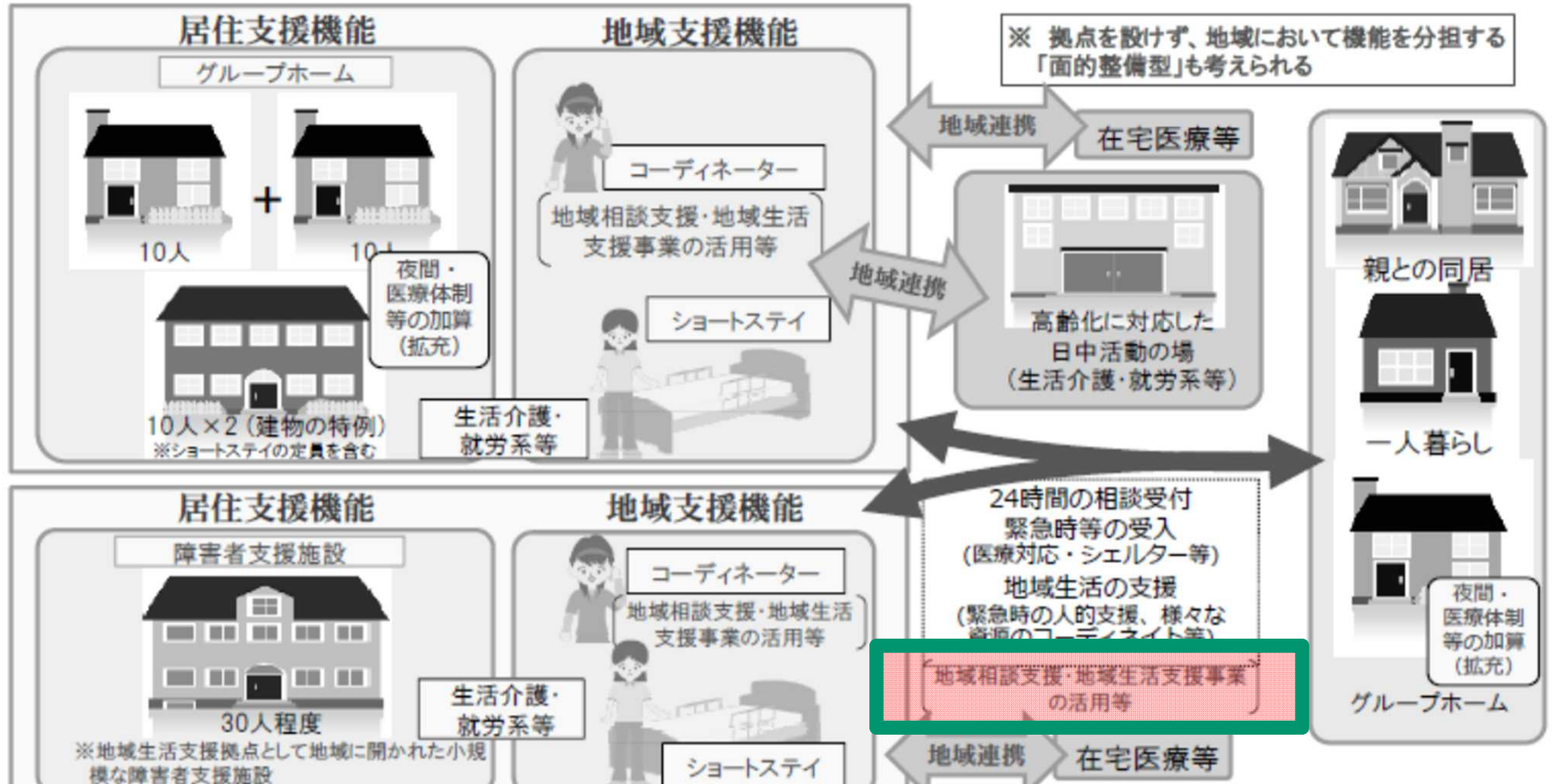
通所施設

単独型短期入所

単独型短期入所

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

障がいのある人の生活
課題を「障害福祉」
だけで解決しようとして
いませんか？

「これから」を考えるキーワード

子ども・子育て支援新制度

1. 消費税で7000億円程度を含めて恒久財源を確保し、地域の子ども・子育て支援の質・量を拡充
2. これまでバラバラだった認定こども園と幼稚園、保育所の事業費等を共通の給付へ（施設型給付）
3. 小規模保育等への給付を新設（地域型保育給付）

「これから」を考えるキーワード

子ども・子育て支援新制度

4. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）
5. 実施主体は市町村（地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務となる）
6. 新制度関連のサービス基盤整備は「子ども・子育て支援事業計画」による

障がい児支援との関係性は

1. 児童発達支援、放課後等デイ、保育所等訪問支援は子ども・子育て支援新制度に入らず
2. 新制度における障がい児関連記述は意外と多い（保育の必要性認定優先度、認定こども園や保育所などへの障がい児加配、居宅訪問型保育における障害児施設のバックアップ、療育支援の補助者配置など）

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

・青字: 幼稚園と共通の項目

・赤字: 保育所と共通の項目

・黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- ・給食材料費、教材費等

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・入所児童処遇特別加算
- ・処遇改善等加算

➤主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

<所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

➤常態的に土曜日閉所する場合

➤配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

➤人件費

□ 保育認定の2区分に応じた対応

- ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

□ 研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

□ 地域の子育て支援・療育支援

- ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
- ・子育て支援に係る事務経費

※認定こども園では実施義務

□ 事務負担への対応

- ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

➤主に人件費

□ 職員配置の改善

- ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)

□ 職員処遇の改善(+3%)

- ・処遇改善等加算を充実

□ 休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

□ 地域の子育て支援・療育支援

- ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

➤主に管理費

□ 減価償却費、賃借料等への対応

□ 小学校との接続改善(保幼小連携)

□ 第三者評価の受審費用

55

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①: 地域区分別(8区分)、利用定員別※、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※事業所内保育事業:8区分、小規模型保育事業:2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育:なし

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注:小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

※連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

※研修代替要員費を追加
(加算による対応もあり)

主な加算(例)	
障害児受入加算	円
加算改善等加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円
+	+(加算率・3%充実)

<参考>各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様	居宅訪問型保育者
1・2歳児 3:1 0歳児 6:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 ※補助者を置く場合は5:2	3:1 ※補助者を置く場合は5:2	定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	1:1

家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・家庭的保育者
 - ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・資格保有者加算
 - ・家庭的保育補助者加算※ ※利用児童が3名以下の場合、事務職員との重複は調整
 - ・処遇改善等加算
 - ・家庭的保育支援加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合 ➢ 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 管理費
 - 家庭的保育の体制強化
 - ・連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・...
 - 研...
 - 職...
 - ・外...
 - 連携施設に...
- 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
 - 養育士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

小規模・事業所内保育にも同様の加算

居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・居宅訪問型保育者
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・資格保有者加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ☐ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ☐ 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - ☐ 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)

その他経費

- ☐ 連携施設に係る経費
 - ・障害児施設等によるバックアップを受ける場合

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

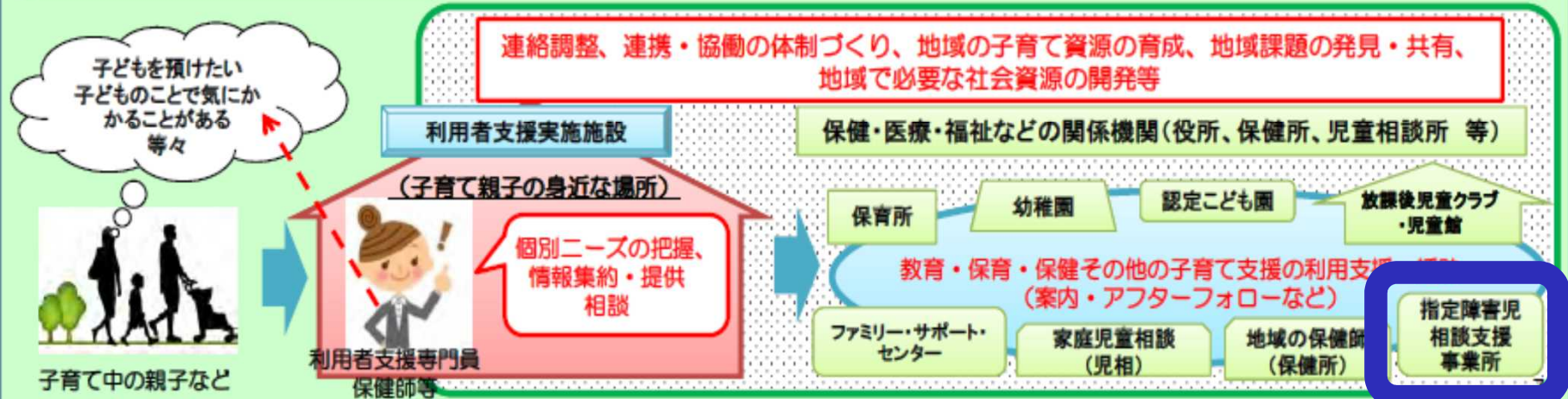
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

個別ニーズの把握

助言・利用支援

ネットワークの構築

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

本事業が行われる施設等の職員

連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

利用者支援専門員

連携

本事業が行われる施設等の職員

延長保育事業について

1. 一般型

(1) 実施場所

市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設

(2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童

2. 訪問型(新規)

○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

(1) 実施場所

当該児童の居宅

(2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

- ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】
- ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】
(短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限る)

放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日 文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

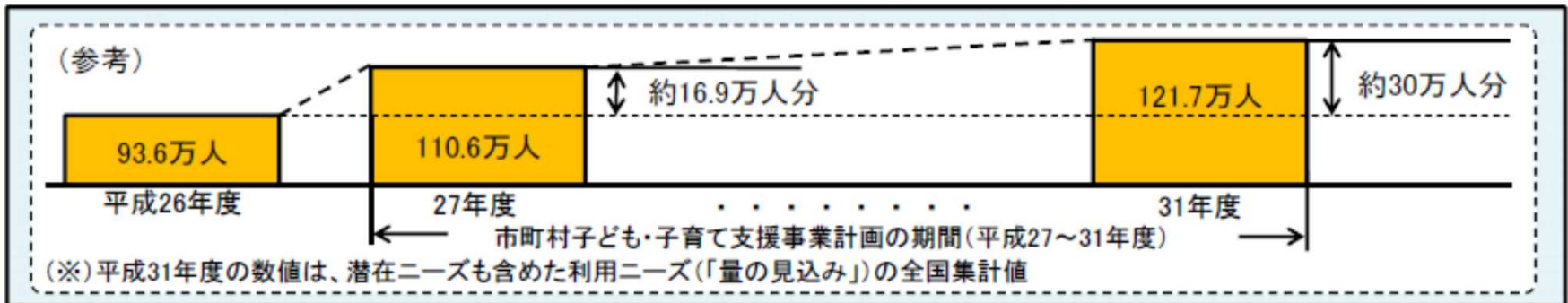


平成27年度における改善事項

- ① 受入児童数の拡大
936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増]
- ② 10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大
- ③ 市町村への支援策の充実
 - ア 放課後子ども環境整備事業の充実
 - ・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算
 - イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助
 - ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助
- ④ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設

- ⑤ 放課後児童支援員等処遇改善等事業
 - ・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助
- ⑥ 障害児受入強化推進事業
 - ・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配
- ⑦ 小規模放課後児童クラブ支援事業
 - ・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

など



多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

2 実施場所

私立認定こども園

3 対象となる子ども

次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

カギを握りそうな「利用者支援事業」

1. 利用者支援事業とは、子育て中あるいは妊娠中の人を対象に、情報提供や関係機関との連絡調整を行うとともに、関係機関の連携体制づくりや社会資源の開発などを行うもの
2. 「基本型（情報提供と地域の連携体制づくり）」 「特定型（情報提供のみ）」 「母子保健型（保健師の本来業務に近い）」 あり

カギを握りそうな「利用者支援事業」

3. 特定型と母子保健型は行政が実施、基本型は行政以外の施設等で実施
4. 利用者支援事業の連携先に「指定障害児相談支援事業所」あり
5. 実際の実施については、地域の子育て支援拠点などを想定
6. 行政が計画に基づき供給体制を整備、利用者支援事業が適切な支援サービス等を紹介し、資源開発するイメージ

これからの展望は・・・

- 1 児童発達支援を活用して、保育所での受入れが難しい子どもの保育ニーズを充足する取組みも出てきている
→ 児童発達支援 + 日中一時 など
- 2 逆に、訪問型保育を活用して、通園が難しい子ども（重心児など）を個別に保育する取組みも
→ 看護師による訪問保育の実施 など

これからの展望は・・・

- 3 相談支援（ソーシャルワーク）の観点からは、児童福祉法の障害児支援サービスだけでなく、子ども・子育て支援新制度の障がい児関連施策だけでもなく・・・という視点が重要では

そのためにも、子ども・子育て支援新制度を十分に把握しておくことが求められる

「これから」を考えるキーワード

介護保険制度とのコラボレーション

1. 多くの地域で基盤整備に苦慮している重症心身障がい児者の日中活動系サービス
2. 平成24年4月に「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて」を発出

「これから」を考えるキーワード

介護保険制度とのコラボレーション

3. この仕組みを活用することで、通所療養介護（定員9名）の中に重心対応の児童発達支援・放課後等デイ・生活介護（定員5名以上）を設定可能
4. 重心児者の利用人数が5名以下の場合には、療養通所介護事業の定員9名を超えない範囲で要介護者4名以上を受け入れることが可能

他制度とのコラボには
タテの制度をヨコに
貫く庁内調整が不可欠

これからは市区町村
の時代です！！

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

措置 → 支援費 →
自立支援法 → 総合支援法

変わらない支援

本人に寄り添った支援、地域生活の推進など

ご清聴いただき
ありがとうございます
ございました

ご参考まで・・・（その1）

- 全日本手をつなぐ育成会
これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わります。

<http://zen-iku.jp/>

または、「全日本手をつなぐ育成会」で検索していただくとながいはトップで表示されます。

ご参考まで・・・（その2）

○ あたらしいほうりつの本

又村が書いた初めての単行本が出ました！
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・
手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、（公財）日本発達障害連
盟、または書店「すぺーす96」の
ホームページから！